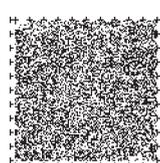


うべし じれい かんが
宇部市の事例でいっしょに考えよう!

しょうがい しゃさべつ
障害者差別と
はいりよ じれいしゅう
配慮の事例集



うべし けんこうふくし ぶ しょうがいふくし か
宇部市 健康福祉部 障害福祉課



はじめに

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、障害のある人もない人も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら、共生できる地域社会を作ることを目的として制定されたものです。

しかし、日常生活の中には、何気ない言葉や行動に心を傷つけられる障害のある方が、まだまだ見受けられます。

この事例集は、どのような言動が差別になるのかを市民の皆様を理解していただくため、宇部市内の障害のある方やそのご家族等から寄せられた、身近で実際に起きた差別の事例を掲載しています。そして、差別のない社会に向けて、私たちはどうすればよいのかを考えることを目的に、配慮の考え方や同じような状況で行われた「良い配慮の事例」もあわせて掲載しています。

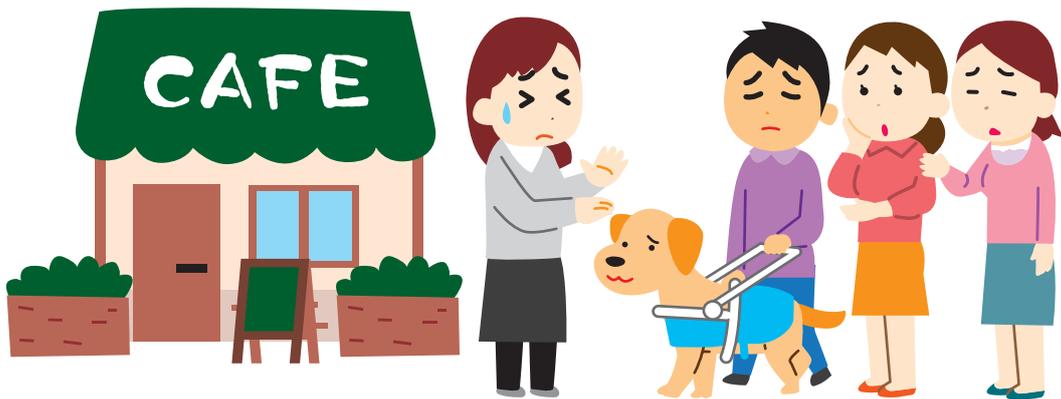
ぜひこの事例集を、事業所、地域、学校などの障害者理解講座や研修にご利用ください。障害に対する理解の輪を広げ、障害者差別のない明るい地域社会をみんなで築いていきましょう。

なお、ここで取り扱っている差別事例については、事実に基づいていますが、関係者にご迷惑が掛からないように、一部内容を変更し掲載しています。



① 飲食店での事例1

視覚に障害のあるAさんは、外出するときにはいつも盲導犬と一緒にです。ある日、Aさんと友人2人は、飲食店で昼食をとることになり、盲導犬とともにお店に入ろうとしたら、盲導犬に戸惑った店員が、「店内のお客様に動物アレルギーの方はないか聞いてきますので、しばらくお待ちください。」と言いました。Aさんたちは、「不特定多数の人が利用する店舗では、補助犬の入店を拒んではいけないことを知らないのですか。」と言いましたが、その言葉も聞き入れず、店員は各テーブルを回り始めました。戻ってきた店員は、「お客様に犬の苦手な方がおられますが、もうすぐ帰られますので、しばらくお待ちいただくか、テラス席でもよろしいでしょうか。また、お昼時は混雑しますので、次回からは避けていただけますか。」と言いました。結局、3人はお店の中ではなく、テラス席で食事をしました。Aさんは、盲導犬について、まだ十分に理解されていないことに、淋しいような、残念なような、すっきりしない気持ちになりました。

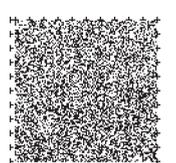


どうすれば良いのでしょうか

身体障害者補助犬法では、不特定多数の人が利用する施設において、補助犬の入店を拒むことはできないとされています。店舗の出入口に補助犬のステッカーを貼ることで、お客様に、補助犬の入店についての理解を求めましょう。場合によっては、お店側がお客様に法の趣旨や補助犬についての説明をし、理解を求めることも必要です。また、補助犬は訓練を受けており、飲食店に入店しても問題ないことを理解しましょう。

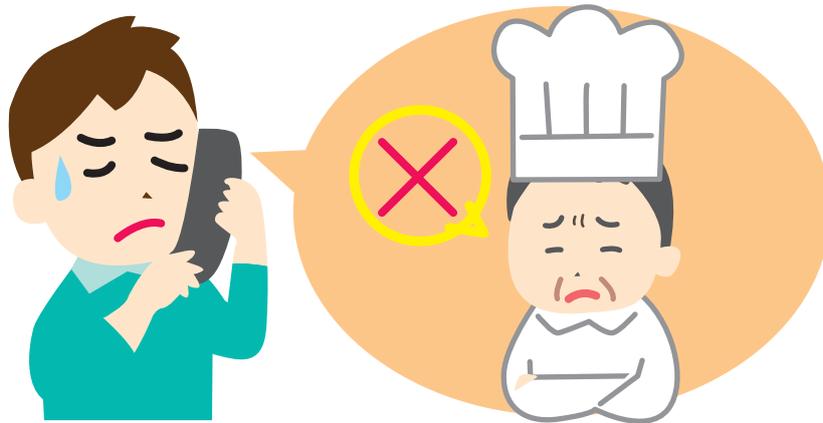
配慮の事例

視覚に障害のある私がよく行く食堂のご主人が、点字のメニューをお店においてくれました。点字メニューに加え、ご主人が音声でメニューを説明してくれるので、安心して注文することができます。



② 飲食店での事例2

総合支援学校で日帰りバス旅行に行くために、予定を立てていた時のことです。折角なので、地元の料理が食べられる飲食店に予約の電話をしました。電話に出た店主は、最初は愛想よく対応していましたが、「知的障害の生徒です。」と言うと、「ほかのお客様に迷惑がかかるので、今回はお断りします。」と言われました。「引率の教員も同行します。知的に障害があるとはいえ、生徒たちは教員の言うことをきちんと聞くことができます。」と説明しましたが、予約を受け付けてもらえませんでした。

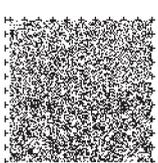


問題はどこにありますか

「障害のある人がいるとほかのお客様に迷惑がかかる」という店側の考え方が差別を招いています。店側は断るのではなく、できる配慮を考えることが必要です。果たして「ほかのお客様」は迷惑だと思ってしまうのでしょうか。しかし、「ほかのお客様」が障害のある人への偏見を持っているならば、お店の人もこのように考えてしまうかもしれません。そして何よりも、「ほかのお客様」の障害に対する正しい理解があれば、このような事例はなくなっていくと考えられます。

配慮の事例

あるホテルで、「自閉症（発達障害）という障害があり、聴覚過敏やコミュニケーションが難しいという面を持っています。」と伝えたところ、ビュッフェ会場の一角を個室のように仕切ってくださいました。気持ちを察していただいたことに、とても感動しました。



③旅行会社での事例

手話通訳者が、聴覚に障害のあるAさんとBさんの代理で、旅行会社のバスツアーに申し込んだ際、電話で、「ツアーに行くのは聴覚障害の方2人です。」と伝えたら、担当者に「本社と相談し、改めて連絡します。」と言われ、電話を切られました。10分後、その上司から電話があり、「聴覚障害の方2名様だけの申し込みは、お断りします。」と言われたので、理由を尋ねたところ、「以前、聴覚障害の方がツアーに参加されたとき、集合時刻がうまく伝わっていなかったのか、いつまで経っても戻って来られず、ほかの参加者から苦情が出たことがあります。よって、聴覚障害の方の場合、本人の費用負担で、介助者が同行するのであれば、承ります。」と説明されました。手話通訳者は、「お2人は旅慣れており、迷惑をかけることは絶対にありません。」と伝えましたが、取り合ってもらえませんでした。



どうすれば良いのでしょうか

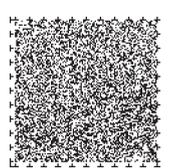
旅行会社は、その場でお断りするのではなく、障害の状況を確認し、どのようにしたら行程に支障なく障害のある人がツアーに参加できるかを検討する必要があります。

例えば、聴覚に障害のある人の場合は、携帯電話のメールやメモ書き等、情報の伝達手段を工夫することにより、安心してツアーに参加することができます。

この事例では、「本人の費用負担で介助者が同行する」という条件をつける必要はなく、これが不当な差別です。

配慮の事例

旅行会社のバスツアーに申し込む際、聴覚障害があることを伝えたところ、筆談でわかりやすく丁寧に説明してくれました。旅行当日は、添乗員さんから集合時間や食事時間などが携帯電話のメールで連絡があり、安心して旅行することができました。



④交通機関や道路での事例1

毎朝、通勤で利用しているバスの運転手は、乗客が下車する際、運賃を支払う人には「ありがとうございます。」と言いますが、視覚に障害があり、障害者バス優待乗車証を提示する私には、何も言ってくれないことがあります。



どうすれば良いのでしょうか

視覚に障害のある人は、運転手や周りの人に声をかけてもらわないと、降りてよいのかわからず、とても不安になります。また、障害のあるなしにかかわらず、公共交通機関などの利用者に対しては、変わらない接客態度が必要です。

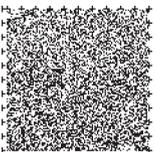
⑤交通機関や道路での事例2

先日、視覚に障害のある私が、白杖を持ってバス停で待っていたとき、私の目の前に止まったバスから音声案内はなく、バスは扉をあげないまま発車してしまいました。



どうすれば良いのでしょうか

バス停に、白杖もしくは盲導犬を伴った人がいるときは、特に気をつけて音声案内する必要があります。また、バスが連続してバス停に連なった場合は、どのバスも必ず、視覚に障害のある人の前に停車し、案内する必要があります。また、バスが視覚に障害のある人の前に停車できない場合は、停車位置を知らせる必要があります。



しょうがい ひと あんぜん り かい
障害がある人の安全のため、理解してください。

- 駅で電車を待っているとき、事故の発生や電車の遅れを知らせるアナウンス音が聞こえないので、不安のまま待っていました。電光掲示板や紙に書いて表示するなどをお願いします。
- 騒音と思われる音も、視覚に障害のある人にとっては命を守る情報となる音ですので、うるさいからと切らないでください。(音響信号機、ハイブリッド車、電気自動車、トラックなどのバック時の音等)
- 白杖や盲導犬歩行中、歩道上に駐車した車に衝突する恐れがあり、とても危険ですので、所定の場所に駐車してください。

はいりよ じ れい
配慮の事例

盲導犬と一緒にバスに乗車し優先席にすわりましたが、盲導犬の待機するスペースがせまく、盲導犬が窮屈そうにしていました。そのことに気が付いた運転手さんが、近くの跳ね上げ式の椅子をたたみ、盲導犬の待機場所を確保してくれました。



こうつう じ こ じ れい
⑥ 交通事故での事例

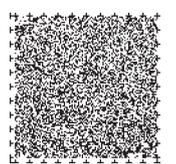
先日、交通事故に遭遇しました。耳が聞こえないので「手話通訳者を読んで欲しい」と警察官に訴えましたが、「すぐに終わるから大丈夫です」と私の希望は聞き入れてはくれず、免許証と車検証を出すように筆談で指示されました。その後も手話通訳者を呼んでくれることはなく、何もわからないままに事故処理が終わってしまいました。

どうすれば良いのでしょうか

聴覚に障害のある人にとっては、手話が言語です。聴覚に障害のある人が交通事故等に遭ったときには、緊急的に手話通訳者を依頼できる体制が整備されているので、手話通訳者を呼ぶ必要があります。また、事故の相手方になった場合は、手話通訳者が到着するまで待つか、別の日に改めて現場検証を行うなどの配慮が必要です。

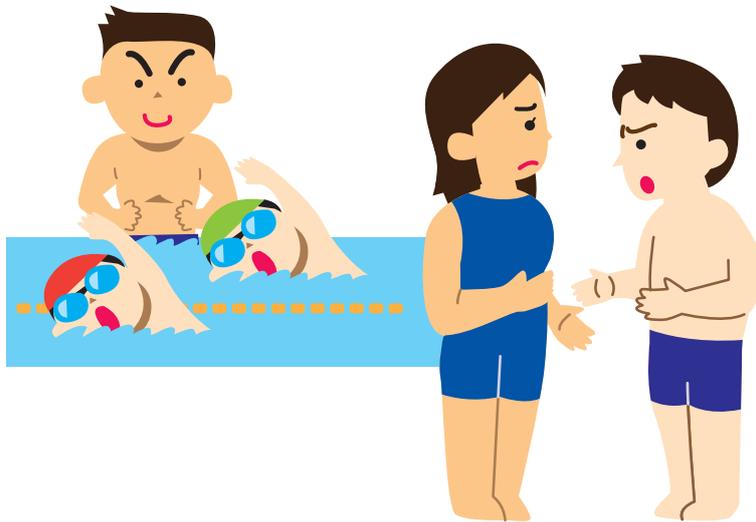
はいりよ じ れい
配慮の事例

私は聴覚障害があり手話で会話をしています。先日、車を運転中に後ろから追突されました。現場検証にやってきた警察官に、「聴覚に障害があるので手話通訳者に連絡して欲しい」とお願いしたところ、手話通訳者を手配してくれました。



⑦ プールでの事例1

知的障害と発達障害のあるA君は、スイミング教室の障害児コースに通っています。そのスイミング教室では、担当のコーチ、学生ボランティアが子ども一人ひとりに寄り添い、丁寧に指導してくれ、母親のBさんも日々の見学を楽しみにしていました。そんなある日、障害児コースの子どもたちが、いつものように、プールの端の2コース分で、自由に泳いだり、遊んだりして、楽しく過ごしていたとき、A君の泳ぎを見学していたBさんの耳に、一般コースで泳いでいた会員が、「あの子どもたちと同じプールで泳ぐのは嫌です。子どもたちの練習時間が私と一緒ににならないように変えてください。」とプールの管理人に叫んでいる声が聞こえてきました。管理人は、「あの子どもたちも、あなたと同じこのプールの会員ですから。」と説明していました。その結末が気になるものの、スイミング教室が終わる時間だったので、Bさんは悲しい気持ちで、A君と家に帰りました。

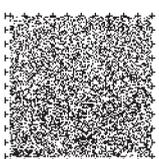


問題はどこにありますか

事例のスイミング教室は、障害のある人の練習コースを確保して、寄り添った指導を行い、差別的な発言にも毅然とした態度で対応しており、障害のある人の社会参加を応援する適切な取り組みを行っています。しかしながら、1人の会員の障害のある人に対する偏見が、心無い言葉を聞いた子どもたちの心に新たな偏見を生み、障害のある人の社会参加を拒む連鎖を作り出すことを、私たち一人ひとりがしっかりと認識する必要があります。

配慮の事例

発達障害のある息子は、障害者クラスのあるスイミング教室に通っています。指導員の話聞いて泳ぎ方を理解することが難しい息子のために、絵や写真などを使って泳ぎ方の説明をしてくれました。



⑧ プールでの事例2

聴覚に障害のあるAさんは、膝が悪く体重も増加したため、膝への負担が少ない水中ウォーキングを始めようと、手話通訳者とともにスポーツクラブへ入会の手続きに行きました。

担当者から、「当クラブでは利用者全員の安全確保を主として運営しており、万が一トラブルが発生した場合、手話通訳の出来る職員がいないため、対応が難しいので聴覚障害者単独での入会はお断りしています。入会する場合は、聴覚障害者が利用するすべての日時に手話通訳者などの付添人をつけていただきたい。また、付添人は聴覚障害者と常時行動を共にしていただき、聴覚障害者がプールに入る際は、ともにプールに入って同じメニューをしてもらうため、付添人にも入会していただくようになる。当施設は、プールのほかフィットネス・ジムなどを備えた複合施設であり利用者も多く、安全を確保することができないため聴覚障害者単独での入会はお断りさせていただきます。」と説明され、Aさんは入会をあきらめました。



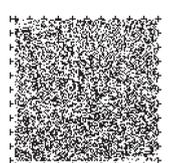
どうすれば良いのでしょうか

障害があるということで入会を拒否することは差別的行為であり、法律で禁止されています。また、トラブルが発生した場合の安全確保ができないという理由のみで、障害のある人の入会を拒否することは正当な理由とはいえません。

障害のある人から、入会希望があった際には、障害の種別やどのような支援や配慮があれば、施設の利用が可能なのか本人に確認したうえで、施設の説明や見学、体験入会などに参加いただき、入会していただくようにしましょう。

配慮の事例

聴覚に障害のあるため、入会前に、見学を1度、体験入会に2回参加させていただきました。また、担当者の方から施設の状況など詳しく説明していただき、安心して入会できました。入会後のコミュニケーションは、筆談やアイコンタクト、身振り手振りでコミュニケーションをとったり、ファックスで連絡を取りあったりしています。



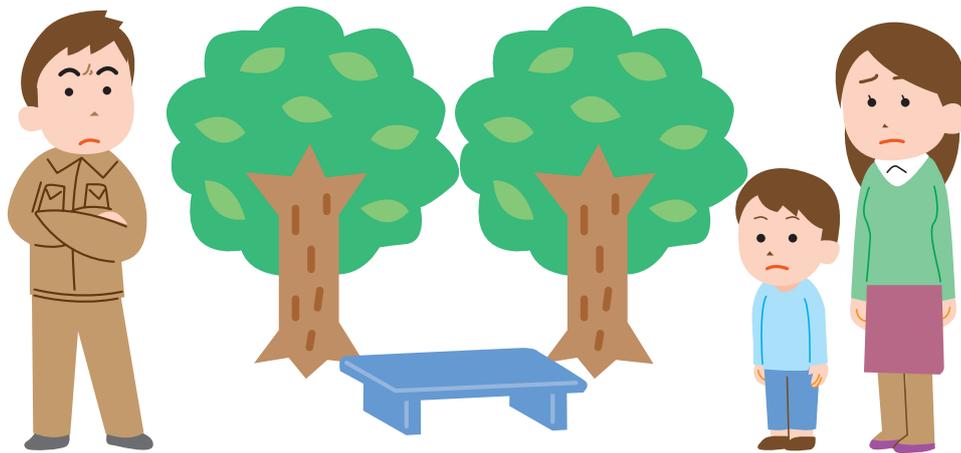
こうえん じれい
⑨公園での事例

しょうがっこう ねんせい むすこ た どう けいこう いえ めんどう
 小学校1年生の息子は、多動の傾向があり、じっとしてられないため、家で面倒を
 みるには限界があり、放課後、小学校の運動場に連れて行きました。運動場では、少年
 やまぐらう れんしゅう むすこ いちもくさん なな つ き い
 野球の練習をしていましたが、息子は一目散にグラウンドを斜めに突っ切って行きました。

「危ないのでグラウンドに入らないでください!」という声に、そんなことはわかっている
 とおもいながら、私は息子を必死に追いかけていましたが、本当に恥ずかしい気持ちでいっぱい
 でした。

しかた つぎ ひ こうえん さんぼ こうえん ゆうほどう
 仕方ないので、次の日からは、公園を散歩することにしました。その公園は、遊歩道
 せいび うえ りょういく てちやう ちゆうしやじやう むりやう りやう きが
 が整備されており、その上、療育手帳があれば、駐車場を無料で利用できるのです、気兼
 ねなくあんしんさんぼ
 なく安心して散歩することができました。

ある日のこと、いつも通り公園事務所で療育手帳を見せたところ、事務所の職員は、
 れんじつおとす わたし ふしん おも ぶ あいそう たいど せつ かん わたし
 連日訪れる私たちが不審に思ったのか、無愛想な態度で接しているように感じました。私
 は「もう、どこにも行く場所がない!」と、悲しくなりました。

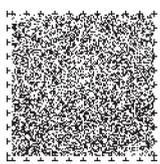


どうすれば良いのでしょうか

しょうがい ひと とくせい りかい みまも ひつやう おう てつだ
 障害のある人の特性を理解して見守り、必要に応じては、「お手伝いしましょうか?」「どうし
 ましたか?」と声かけをしましょう。特に不特定多数が利用する施設などでは、障害の有無に
 かかわらず、みんなが気持ちよく利用できるよう、施設の係員などが障害の特性を理解し、そ
 の特性に応じた配慮をすることが求められます。

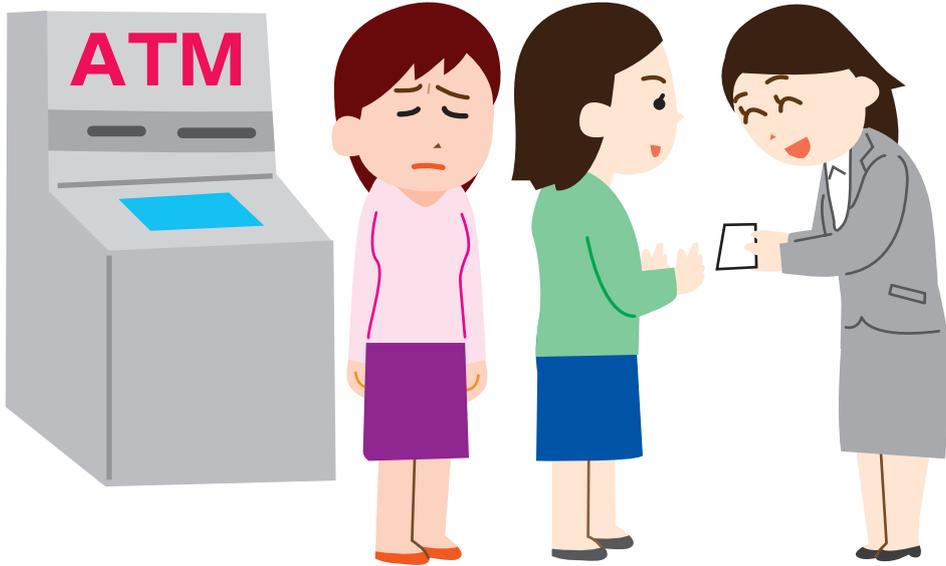
はいりよ じれい
配慮の事例

ちゆうしょくじ いんしょくてん きやく がえ おおごえ た どう
 昼食時、飲食店はお客さんでごった返してしまいました。大声をあげたり多動の
 けいこう こ つ わたし みせ で まよ ちか てん
 傾向がある子どもを連れて私は、お店を出ようか迷っていたら、近くにいた店
 員さんが、「個室をご利用ください。」と言って、店の奥に案内してくれました。



⑩ 銀行での事例

視覚障害者の私が手続きのために、介助者と一緒に銀行に行ったとき、対応した銀行員は当事者の私ではなく、介助者にメモ書きを渡し、介助者と銀行員の間でやり取りがなされました。

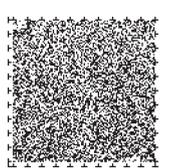


どうすれば良いのでしょうか

手続きは、当事者の意思決定に基づき、行われる必要があります。視覚に障害のある人のそばで、介助者とメモ書きだけでやり取りをすることは、本人の意思を無視して手続きをしているということです。書類については、しっかりと読み上げることで、本人が理解できるように説明するように心がけ、本人の意思を確認しながら、丁寧に手続きを行わなければなりません。

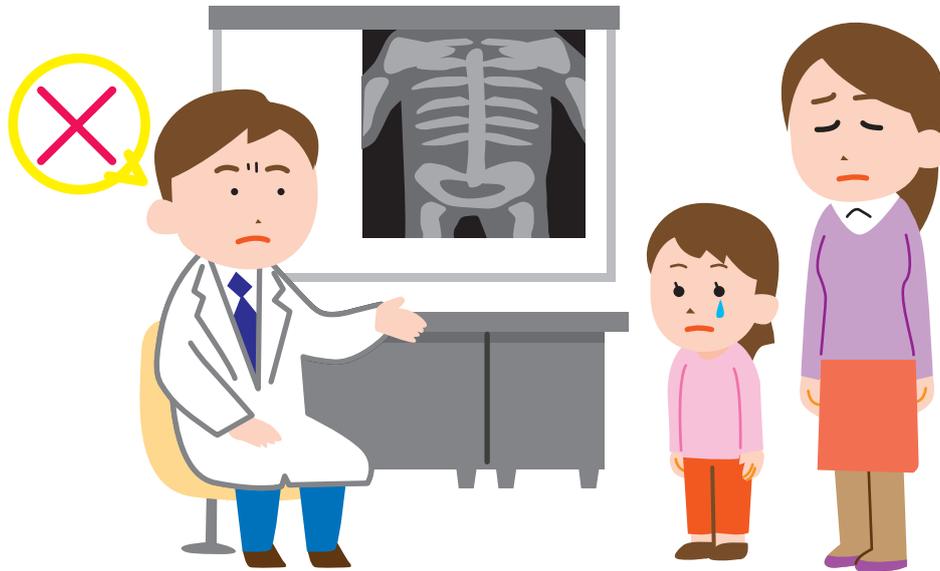
配慮の事例

銀行に手続きに行ったとき、慣れない環境で頭がパニックになり、脂汗をかいていたら、フロアマネージャーの方が声をかけてくれて、手続き方法を丁寧に説明してくれました。手続きが終わるまでずっとそばに寄り添ってくださり、本当に心強かったです。



⑪ 病院での事例

子どもが病院でレントゲン検査をしたとき、その結果を主治医に聞こうとしたら、「目の見えない人には説明できません。誰かほかの人を連れて来てください。」と言われました。

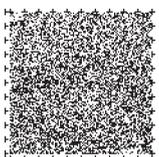


どうすれば良いのでしょうか

図や写真についても、障害のある人本人に状況が伝わるように説明の仕方を工夫しなければなりません。説明をしてもしっかりと伝わらない場合には、介助者がいたほうが良いことを本人に伝える必要があります。

配慮の事例

検査入院した際、視覚に障害があることを病院に伝えると、看護師さんが病室に入室するときには必ず「看護師の〇〇です」と名乗ってくれました。また、検査がある日は、これから何の検査をするのか詳しく説明してくれました。初めての入院でしたが、看護師さんの対応に不安な心が和らぎました。



⑫地域での事例1

障害のある人の自立を支援するためにグループホームを開設した時のことです。そのときは特に地域住民からの反対はありませんでした。ところが、その後、グループホームの可燃ごみを自治会のゴミステーションに搬入しようとした際、「自治会のゴミステーションは狭いので、ここにグループホーム入所者のごみは捨てないでください。」とされました。「ゴミステーションを拡張できないですか。」と申し入れましたが、「借地で、なかなか地権者から了解が得られないので、拡張はできません。」とされました。その後、何回か自治会と話し合いをしましたが、「ごみの搬入量がゴミステーションの容量を超えているため、ごみを受け入れないだけで、決して障害者差別ではありません。」というばかりで、双方の折り合いがつかず、結局、市役所との話し合いによって、グループホームのそばにゴミステーションが設置されることになりました。障害者だから、と言われたわけではありませんが、地域で生活しようとする障害のある人が差別されているようで、悔しい思いをしました。

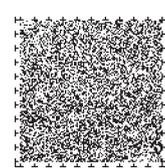


どうすれば良いのでしょうか

これは、障害のある人側が、「差別を受けた」と感じた事例です。障害のある人も当然、地域の一員として受け入れられるべきです。地域内で受け入れを拒む人がいても、障害のある人に対して地域の行事への参加を呼びかけるなどして、ふれあいの機会をもってみましょう。障害者理解を少しずつ進め、ともに共生する地域社会を目指しましょう。

はいりよ じれい 配慮の事例

地区の運動会に参加した際、障害のある息子がスタート合図のピストルの音が聞こえるとパニックを起こしてしまうかもしれないことを伝えると、ピストルの代わりに笛を吹いてスタート合図を出してくれました。



⑬地域での事例2

重度の障害がある息子は、言葉が話せず、行動にも少し特徴があります。昔、息子の同級生のお母さんに、「Aちゃんのお母さんから、お宅の息子さんが飲食店にいるところを見たと、わざわざ電話があったのよ。障害があっても飲食店にいたっていいのね。」と言われ、ショックを受けました。重度の障害の子どもが飲食店で食事をするのがそんなにめずらしいのでしょうか。Aちゃんのお母さんとは、今でもあいさつ程度はしますが、意見を言うことはできませんでした。

また、地域の行事に積極的に参加したいと思いますが、先日も「お母さん、子どもの管理くらいしなさいよ。」と言われ、参加する足が重くなりました。



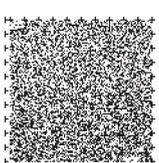
どうすれば良いのでしょうか

障害のある子どもの将来の自立のために、色々な経験をさせたいという親の思いを、周囲の人は理解して、見守っていくことが大切です。また、児童生徒だけではなく、保護者会などを利用して、学校全体で障害のある子どもに対する理解を深めていく必要があります。

配慮の事例

障害のある息子は、外出時に動き回ったり大声をあげたりすることがあります。

市内の電器店に買い物に行き、商品の取り扱いについて説明を聞いていると、息子が店内を走り出しました。すると近くにいた別の店員さんが椅子を持ってきて、「ここに座って待っていらっしゃるか」と声をかけてくれ、商品の説明が終わるまで息子の話し相手になってくれました。



⑭ 公的機関での事例1

水道局の漏水のお知らせに掲載されている問い合わせ先が、電話番号しかありませんでした。



どうすれば良いのでしょうか

障害を持つ様々な人が、意思の疎通ができるように、問い合わせ先には、電話番号以外にファックス番号やメールアドレスなどの、いくつかの方法を掲載する必要があります。

⑮ 公的機関での事例2

市役所で書類を記載する際、窓口の職員は私に同意を得ないまま、同行者に代筆を求めました。

どうすれば良いのでしょうか

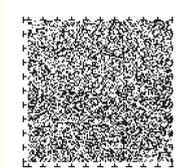
本人に内容を確認した上で、「同行者の方に代筆していただいても良いですか？印鑑を押してもらっても良いですか？」と本人の同意を得てから、手続きを進めましょう。

こんな事例も・・・

3年前、グラウンドソフトボールの交流試合でグラウンドを借りるために地域のふれあいセンターに申請に行った際、ふれあいセンターの職員から、「視覚に障害のある人が責任者では問題があるので、申請書の責任者欄には、代筆する人の名前を書いてください。」と言われました。

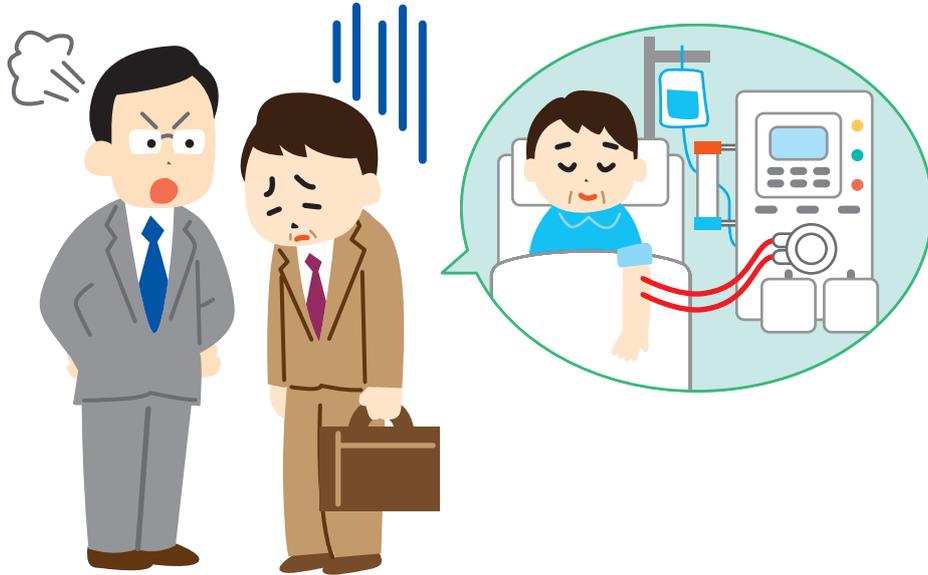
配慮の事例

市役所の受付で、聴覚に障害があることを伝えると、受付の順番がきたとき、職員の方が待合室の座席まで呼びに来てくれました。また、筆談で記入箇所や必要書類の説明をしてくれました。



⑩ 職場での事例

人工透析（週3回、1回あたり4～5時間）を受けているため、仕事を休むことが多く、時間外勤務もできません。外見からは障害があることをわかってもらえないので、なかなか職場の理解が得られず、就労を続けていくことが難しい状況です。

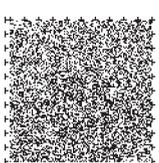


どうすれば良いのでしょうか

雇用者は、障害のある人が仕事と治療の両立を図れるよう、同じ職場で働く従業員に対して、障害の特性を説明し、理解してもらうことが必要です。また、従業員が障害を持つようになった場合は、就労が継続できるように勤務形態の見直しや、業務の簡略化など、本人に過重な負荷がかからないような対策を考え、仕事しやすい環境を確保しましょう。

配慮の事例

腎臓機能障害の私は、どんなに自己管理していても、些細な体調の変化により、仕事中に具合が悪くなることがあります。そんな私の状態を心配して、雇用主が休憩室を作ってくれました。その休憩室には、横になってゆっくり休息できるベッドが用意されていて、安心して仕事に打ち込むことができます。



こうしゅうよくじょう じれい ⑰ 公衆浴場での事例

視覚に障害のある A さんは妻（晴眼者）と入浴のため公衆浴場を訪れました。フロントにチケットを提出した際、妻が「今、脱衣場や浴室に店の人はいますか」と尋ねたところ、フロントから「今は利用客が少ないので、従業員は配置していませんが、どうかしましたか」と聞かれたため、「夫は視覚に障害があり、ロッカーの場所などが分からず、どなたかに教えていただきたいのですが」と申し出ました。するとフロントから、「今の時間帯は、従業員も少なく従業員が入浴を支援することは難しい。また、一般のお客様に支援をお願いすることは、お客様のご迷惑になります。視覚に障害があり一人での入浴が難しい方は、介助者がいない場合、一般入浴をお断りしています。」といわれ、視覚に障害があることを理由に、大浴場での入浴を拒否されました。



もんだい 問題はどこにありますか

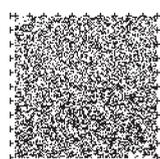
障害があるから一人では何も出来ないと一方的に決めつけて、入浴を拒否するのではなく、事業所に過重な負担とならない範囲で、どのような支援をすれば、障害者が安全に入浴施設を利用できるかを障害者及び介助者と話し合うことが大切です。

また、安全確保の面から止むを得ず入浴をお断りする際には、相手に丁寧な状況説明を行い、代替案を提案するなどの対応をしましょう。

はいりよ じれい 配慮の事例

従業員数が増える時間帯のご来店のご案内や、来店日時を予約していただき、受け入れができる体制を整えるようにしています。また、段差の有無や滑りやすい場所など施設の状況を詳しく説明し、安心して入浴できるようにしています。

なお、どうしても大浴場での入浴が難しい場合には、介助者と一緒に入浴できる家族風呂をご案内しています。



障害を理由とした差別とその解消

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障害を理由とした差別的取り扱いが行政機関、民間事業者ともに禁止されています。また、障害者から申し出があった場合は、必要かつ合理的な範囲で社会的障壁の除去に取り組むことが、行政機関は義務、民間事業者には努力義務として規定されています。これらの規定が守られなかった場合が、障害を理由とした差別になります。

この冊子で取り上げている事例のような障害のある人がそうでない人と比べて不利になること、不快な気持ちになることが、障害を理由とした差別です。

こうした障害を理由とした差別をなくすためには、私たち一人ひとりが障害のある人の気持ちを正しく理解することが必要です。障害の種類や程度は様々で個人差があり、配慮や対応の方法も様々です。どのような配慮が必要であるかは、障害のある人とのコミュニケーションによってわかるものです。「どうしましたか?」「お手伝いしましょうか?」の声かけが差別をなくす第一歩です。

市民一人ひとりが、この第一歩を踏み出すことで、障害のあるなしに関わらず、市民のだれもが安心して生き生きと暮らせるまち宇部市を目指しましょう。

最後になりましたが、この事例集の作成にあたり差別事例を寄せていただいた皆様と、問題点などについてご協議いただいた「宇部市障害者差別解消支援地域協議会」委員の皆様へ、心から感謝申し上げます。

作成 平成29年12月
改訂 令和3年3月

〈事例集に関するお問い合わせ〉

宇部市健康福祉部障害福祉課 電話番号 0836-34-8342

FAX番号 0836-22-6052

メールアドレス syou-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

